

# 名古屋市国際展示場第2展示館改築事業

入札説明書等に関する質問(資格要件以外)への回答

- ・名古屋市国際展示場第2展示館改築事業に関して、入札説明書等に関する質問(資格要件以外)への回答を公表します。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。

令和7年5月  
名古屋市

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	入札説明書	6	3	7		事業スケジュール	浄化槽の新設着工・完了、現浄化槽の解体着工・完了の時期はいずれも事業者提案でよいでしょうか。	入札説明書及び要求水準書に示す事業スケジュールの範囲では、ご理解のとおりです。
2	入札説明書	6	3	7		事業スケジュール	解体工事の着手時期について、例えば事業者によるアスベスト等の調査の結果、現第2展示館の解体引き渡し（令和12年3月31日）に間に合わせるために、令和10年11月以前に解体着手をしなければならない場合は容認されるでしょうか。	調査の結果、入札説明書等に示された条件と一致しない事項を発見した場合は、設計・工事請負契約書（案）第13条、第27条及び第28条に基づき、市に通知を行い、条件変更の協議を行うこととなります。市が必要があると認めた場合は、入札説明書等の変更を行います。
3	要求水準書	4	1	2	9	契約締結日	契約締結日とは仮契約の締結日としてよいでしょうか。	仮契約の締結日ではなく、入札説明書P.22に記載する、設計・工事請負契約に係る「契約の締結」の日を指します。
4	要求水準書	6	1	2	10	費用負担	通信費、光熱水費の引込負担金は市の負担としてよいでしょうか。	新施設への特別高圧（電気）の引込負担金は本事業に含まれますが、その他のものは既に引き込まれているものを使用する予定であり、引込負担金の支払自体を想定しておりません。なお、事業者が工事施工において必要なものを引き込む場合は、事業者の負担となります。
5	要求水準書	9	2	1	(1)	(1) 敷地概要 地域地区について	計画地は、名古屋港臨海地区（分区指定なし）と明示されています。分区指定がないため、建物用途やその他の規制はないと認識しています。認識に誤りがないかご教示ください。	基本的にはご理解の通りですが、法的規制に関しては、要求水準書に従って、事業者の責任で必要な調査・確認等を実施してください。
6	要求水準書	10	2	1	4	既存インフラへの接続費用	別紙01に記載の事業区域外でインフラ整備が必要な場合は名古屋市負担としてよいでしょうか。	事業者の提案により、別紙01「事業区域図<全体位置図>」の事業区域外からインフラ整備を必要とする場合は、事業者の負担となります。なお、本事業における事業区域外のインフラ整備としては、特別高圧（電気）の引込負担金が含まれます。
7	要求水準書	11	2	1	4	地盤の調査	地盤調査、土壌調査および測量は仮契約の締結後に開始してよいでしょうか。	本事業の業務開始は入札説明書P.22に記載する、設計・工事請負契約書に係る「契約の締結」以降となります。ただし、事業者による自主的な検討や調査については、事業者の責任の範囲において行うことは可能です。
8	要求水準書	11	2	1	5	土壌汚染の状況	「形質変更時要届出区域（一般管理区域）に指定されている又は形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）指定される予定である」とありますが、その違いが事業費に影響します。参考cには市が実施済の調査範囲（既調査範囲）については「形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）の指定を受ける予定」とあることから、既調査範囲、未調査範囲について埋立地特例区域として事業費を見込んでよいでしょうか。その場合、帯水層への汚染拡散を招かない施工方法は不要（環境省令第53条第2号の適用除外）としてよいでしょうか。なお埋立地特例区域に指定されなかった場合は、別途精算としてよいでしょうか。	要求水準書P.11では、「指定される予定」ではなく「指定されている」と記載しています。また、参考C土壌汚染状況（調査状況）には「形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）の指定を受けた範囲」と「本事業における調査範囲」としてありますので、ご確認ください。未調査範囲については、埋立特例区域として事業費をお見込ください。施工方法については、関係法令及びガイドライン等に従い関係官庁へ確認の上、決定してください。なお、埋立地特例区域に指定されなかった場合は、設計・工事請負契約書（案）第13条、第27条、又は第28条等に基づき増減費用の負担の協議を行い決定するものとしします。

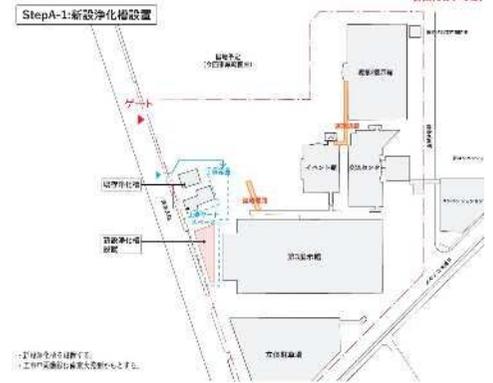
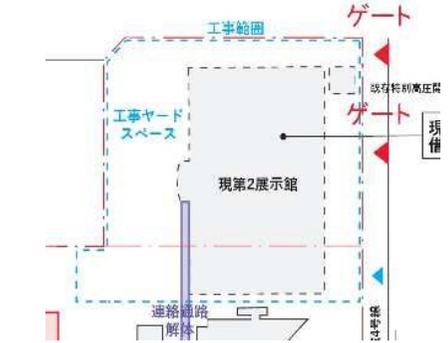
No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
9	要求水準書	11	2	1	5	土壌汚染の状況	「砒素及びその化合物」や「ふっ素及びその化合物」の溶出基準を超過する汚染土壌が存在しているものとし、処分費用及び各種調査の期間及び費用等を見込むとありますが、それ以外の物質については別途精算としてよいでしょうか。	要求水準書では、「砒素及びその化合物」の溶出量・含有量基準を超過及び「ふっ素及びその化合物」及び「鉛及びその化合物」の溶出量基準を超過する汚染土壌が存在する区域があるとしていますので、同条件に従って処分費用及び各種調査の期間及び費用等をお見込みください。調査の結果、入札説明書等の記載内容と異なる場合は、設計・工事請負契約書（案）第13条、第27条、又は第28条等に基づき増減費用の負担の協議を行い決定するものとします。
10	要求水準書	11	2	1	5	土壌汚染の状況	公有水面埋立土砂由来に基づく調査の結果、基準超過（汚染土壌）となる項目（種類）によっては、引渡し後の土地の利用予定により、「土壌汚染対策法」に基づき対策（対処）する必要があります。その対策費用は、別途協議という認識でよろしいでしょうか。	参考c 土壌汚染状況、名古屋市ホームページ（土壌汚染対策法に基づく区域の指定）及び貸与資料を参考に、「砒素及びその化合物」の溶出量・含有量基準を超過及び「ふっ素及びその化合物」及び「鉛及びその化合物」の溶出量基準を超過する汚染土壌が存在するものとして、対策費用をお見込みください。なお、隣接事業者へ引き渡し予定の第2展示館跡地の一部については、整地での引き渡しとしています。
11	要求水準書	11	2	1	5	土壌汚染の状況	ガイドラインから土壌を採取する深度ですが、公有水面埋立土砂由来調査でも900m2の最大掘削深度+1mまででよいと考えてよろしいでしょうか。	調査方法については、関係法令及びガイドライン等に従うとともに、関係官庁へ確認の上、決定してください。
12	要求水準書	11	2	1	5	土壌汚染の状況	事前の環境局との協議において、現状の調査結果および要求水準書その他資料において環境局が判断出来ないものがあり、受命後の調査結果に基づく指示があったものについて発生するコストについては別途協議と考えてよろしいでしょうか。	関係法令及びガイドライン等に従うとともに、事業者にて関係機関へ事前確認を行った結果、入札説明書等からでは事業者が知り得ない又は想定できない事項を要因として費用の増減が発生する場合、設計・工事請負契約書（案）第13条、第27条、又は第28条等に基づき増減費用の負担の協議を行い決定するものとします。
13	要求水準書	11	2	1	5	土壌汚染の状況	調査の結果により基準値未満と超過の範囲が出た場合において、質疑回答の結果工期の延長は認めないとあり、工期遵守のため、第一展示場施工時と同様に健全土区域に汚染土の埋め戻しや地業および基礎・外構工事時の健全土エリアに基準超過エリアの土壌が混入し汚染土量が調査結果より増加する可能性のある工法を採用しますが問題ないと考えますがよろしいでしょうか。またその場合の増額分は別途協議と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書p. 11に記載のとおり、汚染土壌が存在しているものとし、処分費用及び各種調査に要する期間と費用等を適切にお見込みください。
14	要求水準書	11	2	1	5	土壌汚染の状況	第二帯水層以深までの杭を含む掘削についてはガイドラインに記載のケーシングを用いた施工が必要と考えますがよろしいでしょうか。	施工方法については、関係法令及びガイドライン等に従うとともに、関係官庁へ確認の上、決定してください。
15	要求水準書	11	2	1	5	土壌汚染の状況	建設発生土は全て土壌汚染として見込むとありますが、杭、山留等の汚泥についても汚染汚泥として処分を見込むということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
16	要求水準書	11	2	1	5	土壌汚染の状況	「公有水面埋立土砂由来調査を実施し、形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)として、再度、指定を受け直すこと」という記載がありますが、公有水面埋立土砂由来に基づく調査完了後の手続きで現在「形質変更時要届出区域(一般管理区域)」に指定されている範囲(深度方向も含めて)も、指定の種類が形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)に変更されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	11	2	1	5	地盤等の状況	形質変更届は工事着手30日前までに対応完了しており、施工者の請負範囲外と考えてよろしいでしょうか。	工事に伴う各種届出は、関係法規に従って事業者にて、関係官庁へ提出してください。
18	要求水準書	12	2	1	5	地盤等の状況	地中障害物について、関係部署との協議結果によって撤去する既存杭が増えた場合は対価の変更対象とならないと記載がありますが、施工者側の要因でない増額分の精算については認めて頂くようご考慮頂けないでしょうか。	要求水準書原文のとおり、杭等の撤去に必要な費用について適切に見込んだうえで提案ください。施工者側の要因でない場合については、No. 12の回答を参照ください。
19	要求水準書	13	2	2	(1)	(1) 施設要件オについて	新設施設には、防災センター及びMDF室として将来利用できる居室を設けることと明示されています。防災センターやMDF室としての将来的な利用を想定した場合の、当該居室の仕上げおよび設備機器の仕様についてご教示ください。	居室の仕上・設備機器等の仕様は、「別紙06 諸室性能リスト」を参照ください。また、将来拡張後の施設全体の考え方については、要求水準書や様式7-2-1における「書式名及び記載内容」を参考とし、必要な仕様等を想定ください。
20	要求水準書	15	2	2	(2)	エコマテリアル	高炉セメントを採用する範囲は、建築工事特記仕様書に記載の対象箇所内、原則として品質リスクのある部位を除いた範囲と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、市に確認のうえ、決定してください。
21	要求水準書	15	2	2	(2)	(2) 基本要件表2-6 新設施設の基本要件 2環境保全性 7周辺環境配慮について	廃棄物置場やゴミ置き場において想定されている防虫や動物対策をご教示ください。	建築物衛生法に則り、事業者にて適切に対策等を想定してください。
22	要求水準書	16	2	2	(2)	対落雷	「既存施設のJIS Z 9290-3-2019への対応改修は本事業に含まない」とありますが、国土交通省住宅局建築指導課が発表している「雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について」には、確認申請が必要な増築について、既設部もJIS Z 9290-3-2019への対応が必要と読める記載があり、対応しない場合は既存不適合となるので、計画通知が完了できません。要求水準書記載の通り、「既存施設のJIS Z 9290-3-2019への対応改修は本事業に含まない」ため、新第2展示館の計画通知より前に別事業にて、既設の改修工事を実施頂くと解釈してよろしいでしょうか。	本告示についての技術的助言(国住指第532号)が令和7年4月1日に国土交通省より発出されています。この技術的助言によると、高さ20mを超える既存の建築物について、経過措置後(令和8年4月1日)に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、建築基準法第3条第3号及び第4号の規定により、避雷設備をJIS Z9290-3-2019に規定する外部雷保護システムに適合する構造としなければならないとされています。そのため、既存施設の改修については、本事業の計画通知に影響がないように、市は必要な対応がなされるべく調整を行い、当該改修費用を負担するものとします。
23	要求水準書	16	2	2	(2)	(2) 基本要件表2-6 新設施設の基本要件 3安全性 10防犯性について	出入口のある階及びその上階の開口部には侵入防止の為の対策を施す。と明示されています。想定されている侵入防止対策についてご教示ください。	同項に一部記載がありますが、サッシ、鍵、セキュリティシステム等を含めて総合的に検討をしてください。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
24	要求水準書	18	2	2	(2)	(2) 基本要件 表2-6新施設の基本要件 3経済性 2フレキシビリティ	避難安全検証法の適用は有効と考えてよろしいでしょうか。また、消防特例の協議も必要になることから、受託後の基本設計段階において提案させていただくことは可能でしょうか。	1点目について、避難安全検証法の適用は可能ですが、要求水準書P.18に記載の内容及び将来増築を見据えたものとしてください。なお、提案される場合は展示室の利用パターンやエントランスモールでの物販、避難安全検証法の手続きに必要な期間等、様々な事象を考慮したものとしてください。 2点目について、基本設計段階での提案は可能ですが、市と協議の上、決定してください。
25	要求水準書	21	2	2	5	来場者動線（連絡通路）	当面の間（数年程度）の使用とありますが、概ね5年程度としてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	22	2	2	(7)	(7) 外装及びデザイン計画	ウ 屋根材及び外装材は、・・・防音性を有すること。と明示されています。どの程度の遮音性能（遮音損失）が求められているかにつきまして、ご教示お願いいたします。	現第2展示館または第3展示館と同等以上であれば、要求水準書記載の雨の打撃音や飛行機等の騒音に対して、展示会開催に支障をきたすことはないと考えられますが、事業者にて検討のうえ提案してください。
27	要求水準書	23	2	2	8	仕上計画	「壁面に設置する各種設備機械（消火器・消火栓ボックス含む）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み、突出させないこと。」とありますが、管理用カメラなど機能維持上突出してしまうものについては対象外と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	25	2	2	9	建具計画	「すべての建具の押棒及びレバーハンドルは抗菌仕様とすること。」とありますが抗菌作用のある特殊鋼に仕様を限定するという意図でしょうか。	抗菌仕様であれば、特殊鋼に限定するものではありません。
29	要求水準書	27	2	2	11	特別高圧受変電設備の工事負担金	特別高圧の引込及びVCTの製造及び設置は電力会社で行い、費用は工事負担金とするとありますが、負担額をご教示ください。またご教示いただいた負担額から今後、物価変動や仕様変更により増額となる場合は、市の負担としてよいでしょうか。	工事負担金については、電力会社へお問い合わせください。物価変動については、設計・工事請負契約書（案）第35条に従い、請負代金額の変更を請求することができます。仕様変更については、変更理由の要因・帰責者によって、負担者を協議・決定することになります。
30	要求水準書	30	2	2	11	発電設備	「近隣事業者等への光害とならないよう、太陽光パネルは低反射型とすること」とありますが、想定される近隣事業者をご教授願います。また対象の事業者に対し、設置位置で光害の可能性をなくすことが出来る場合、低反射型は不要との解釈でよろしいでしょうか。	光害とならないよう低反射型を原則としますが、協議により、耐久性、信頼性等も含めて総合的に性能を確保できると判断できる場合は低反射型以外も可とします。 要求水準書を修正します。
31	要求水準書	31	2	2	11	弱電設備	a 構内情報通信設備（無線LAN 設備） 「無線LAN 環境が利用できるエリアは搬出入口、展示室、出入口、エントランスモール、売店とする。」とありますが、諸室性能リストでは主催者事務室、商談室、倉庫（ロッカールーム）も無線LANの項目が○となっています。要求水準書が正と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 別紙6 諸室性能リストを修正します。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
32	要求水準書	34	2	2	11	搬送設備	定員6人以上とありますが、別紙02の準拠すべき法令等に記載されている福祉都市環境整備指針では「かご内寸法を幅140cm、奥行き135cm（11人乗り）以上で車椅子の転回に支障が無い構造とする」とあります。エレベーター利用者は施設管理者等であり展示場の来場者が利用することを想定しない計画の場合、車椅子利用者のエレベーター利用は定員6人以上の仕様としてもよいという解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	34	2	2	11	搬送設備	エレベーターについては全ての階に着床させること（屋上に機械室等を配置した場合や、太陽光発電設備を除いて日常的な保守点検が必要な設備・機器を設置する場合は、屋上も含む）とありますが、1台のエレベーターで全ての屋上機器設置箇所にアクセスできるわけではありませんので、日常メンテナンスは、階段で支障なく、屋上への停止は不要と解釈してよろしいでしょうか。	日常的な保守点検が必要な設備・機器を屋上に設置する場合は、屋上も含まれますが、日常的な保守点検が不要な設備であれば屋上は含みません。
34	要求水準書	36	2	2	11	料金計算システム	「利用区分毎及び利用期間毎に料金を計算できるようにするとともに、利用区分のエリア登録、計量データの選択登録、各計量データの単価等の登録及び変更が可能にすること」とありますが、この利用区分はホール分割単位ごとを示しており、後から変更が発生するような内容ではないとの解釈でよろしいでしょうか。また単価等の登録及び変更とは、単価の任意な入力が出来れば良いとの解釈でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、想定される全ての利用区分によって料金が計算できるようにしてください。単価については、各計量データに基づき、利用料金を計算できるように、単価の金額を変更できるようにしてください。
35	要求水準書	36	2	2	11	料金計算システム	「データ収集は、約5分毎に行い、CSV ファイルとして書き出し可能とすること」とありますが、約5分であることの必要性はありますか？例えば10分毎のデータが加算されたものとなれば問題でしょうか。	原則約5分としますが、利用料金を計算する上で、支障をきたさないと市が判断できる場合は、収集間隔を変えることも可能です。
36	要求水準書	38	2	2	11	その他設備	「発電機室、特別高圧電気室、中央監視室、防災センター、MDF 室は特殊消火設備を設けることを基本とする。また、消火設備稼働後の設備損害がない消火方式の採用を検討すること」とありますが、第1展示館と同等の計画であれば、問題ないとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書記載のとおり、消火設備を設置してください。第1展示館の仕様については、貸与資料の図面より確認が可能です。
37	要求水準書	41	2	2	12	外構計画	「ゴミ置き場は、犬、猫、カラスなどの小動物により荒らされないよう、適切な対策を行い、清潔に維持されるよう配慮すること。」とありますがゴミ置場に設置する小型コンテナボックス以外に囲い等での対策が必要ということでしょうか。	蓋付きの小型コンテナボックスなどを採用することにより、小動物に荒らされないような対策を行うことができれば問題はございませんが、歩道や空地等から容易に望めないように植栽や建築物等で遮蔽するなど景観に配慮してください。
38	要求水準書	41	2	2	12	外構計画	「ゴミ置き場は、新第2展示館周辺に主催者用のものと、事業区域内に施設管理者用のものをそれぞれ場所を分けて設置すること。」とありますが主催者用のものは将来増築を含めた新第2展示館全体の運用をふまえた位置とするため、今回計画では事業区域内に仮設置とすることを可とする意図でしょうか。	主催者用及び施設管理者用のゴミ置き場は、どちらも本設での設置をお願いします。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
39	要求水準書	42	2	2	12	外構計画	「既存の敷地西側中央門については撤去とし、敷地内西北側出入口及び東側出入口のみ門扉を整備すること。」とありますが門扉又は車止め支柱（埋め込み式チェーン付）等と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書を修正します。
40	要求水準書	46	4	1	5	計画通知等の手続き	民間審査機関に比べて計画通知の手続きの場合、想定以上にかかることがあります。それによる着工・竣工の遅れに伴う費用は市の負担としてよいでしょうか。	建築確認審査に係る法定期間が定められていますので、その日数をお見込みください。また、法定期間より延長される場合においては、審査に要する期間は合理的な理由がありますので、市の負担となることは考えておりません。
41	要求水準書	48	4	2	2	積算業務	RIBCによる作成に相当の日数がかかるため、スムーズな実施設計への移行と事業者負担の軽減のため、基本設計完了時は事業者書式による内訳書、実施設計完了時は事業者書式及びRIBC2による内訳書により提出とさせていただけないでしょうか。	ご提案のとおりで問題ございません。
42	要求水準書	54	5	1	(6)	(6) 留意点 ケ 施設管理業者等との調整	工事範囲が、施設管理業者およびレストラン事業者の主要な動線と干渉していないか確認させていただきたく、両者の主要な動線について、ご教示お願いいたします。また、受託後は事業者からの提案を踏まえ、関係者と別途協議させていただくという解釈でよろしいでしょうか。	参考i 各種工事ステップ図の建築ステップ図に記載の工事ヤードスペースとした場合であれば、施設管理事業者及びレストラン事業者の必要な動線と干渉しませんが、StepA-1とSTEP A-2又はStepA-3とStepA-4が同時期に囲われる場合は、関係者と協議を行い必要な動線を確保してください。
43	要求水準書	57	5	2	2	雨水排水管の切り替え	借地予定内の雨水排水管が国際展示場敷地内の雨水排水管に接続されていることについて、事業者は事業区域内で必要な撤去、残置または切り替えを行うこととしてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	57	5	2	2	予期しない地中障害物、有価物等	予期しない地中障害物、有価物等が確認された場合の対応費や工期延長による費用は、市の負担としてよいでしょうか。	入札説明書等の記載内容と異なる場合は、設計・工事請負契約書（案）第13条、第27条、又は第28条等に基づき増減費用の負担の協議を行い決定するものとします。
45	要求水準書	63	6	2	(2)	(2) 浄化槽の新設業務について	浄化槽と流量調整槽の上部について、躯体構造や維持管理に支障無い範囲での活用提案は可能と考えて宜しいでしょうか？	要求水準書p. 63に記載のとおり、駐車場として使用することを基本としますが、駐車をしなない時（催事開催期間中等）の活用は提案によります。活用方法にもよりますが、イベント等での活用を想定する場合には、臭気対策を十分に行うことが条件になります。
46	要求水準書 別紙01 事業区域図	—	—	—	—	借地予定地と計画地北側の境界について	借地予定地と計画地北側の境界について、景観や困障施設等に配慮する必要があるかご教示ください。配慮する必要がある場合、想定されている仕様もあわせてご教示ください。	要求水準書p. 42に記載のとおり、本事業において北側一帯にフェンスを設置することとしておりますが、景観に配慮するものではありません。仕様については、事業者の提案によります。
47	要求水準書 参考k 配置・動線計画図	—	—	—	—	第2展示館の跡地について	第2展示館の跡地利用の将来想定について、予定等決まっておりますらご教示ください。	現第2展示館の跡地については、近隣事業者に引き渡す予定です。
48	要求水準書 別紙6 諸室性能リスト					共通性能	「催事開催中の撮影用または展示室内確認用として、展示室内を上部より一望できるような場所や窓を設けること。」とありますが分割利用時の各展示室に対して1か所設けるとい意味でしょうか。	分割利用時は想定せず、展示室全体に1カ所としてください。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
49	要求水準書 参考i_各種工事 ステップ図	1				(参考) 建築ステップ図	<p>南京大路側で下記赤▶の箇所にゲートを追加してもよろしいでしょうか。</p> 	<p>工事中の仮設ゲートのことと解釈しますが、道路管理者である名古屋港管理組合に確認のうえ、設置してください。</p>
50	要求水準書 参考i_各種工事 ステップ図	1				建築ステップ図	<p>南京大路側で下記赤▶の箇所にゲートを追加してもよろしいでしょうか。</p> <p>また、新第2展示館新築時、モール部分を平行して施工する事が想定される為、下記青線の範囲に仮囲いを設置してもよろしいでしょうか。</p> 	<p>工事中の仮設ゲートのことと解釈しますが、道路管理者である名古屋港管理組合に確認のうえ、設置してください。</p> <p>図に青色で記載していただいた範囲の仮囲いは、R8/12/20以降で可能ですが、イベント館と第3展示館の間の動線となるため、できる限り短期間となるように努めてください。</p>
51	要求水準書 参考i_各種工事 ステップ図	1				建築ステップ図	<p>金城4号線側で下記赤◀の箇所にゲートを追加してもよろしいでしょうか。</p> 	<p>解体工事中の仮設ゲートのことと解釈しますが、道路管理者である名古屋港管理組合に確認のうえ、設置してください。</p>

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
52	要求水準書 参考i_各種工事 ステップ図	1				建築ステップ図	新第2展示館新築工事と現第2展示館解体工事を平行して行う事が想定されますが、ステップを踏まず同じ時期に仮囲いを設置してもよろしいでしょうか。	新築工事と解体工事を並行して行う期間については、新築工事ヤード及び解体工事ヤードの両方に仮囲いを設置することが可能です。新築工事又は解体工事のみの場合は、それぞれの工事ヤードのみの仮囲いとしてください。
53	落札者決定基準	7	4	2	エ	現第2展示館解体期間の短縮	解体工事の着手時期の表がありますが、配点25点のうち15点分が着手時期により本表により評価され（令和10年11月は0点）、残り10点は提案書の内容で評価されるという理解でよいでしょうか。	落札者決定基準を修正します。
54	設計・工事請負 契約書（案）	11	35			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	建築費指数に基づく協議をする場合、変動後と比較するのは公告日が含まれる月（令和7年3月）の指数としてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	設計・工事請負 契約書（案）	別紙 2				書類間の優先順位	実施設計完了後の書類の優先順位について、設計段階における変更指示書は6でなく、提案書より上位ではないでしょうか。	設計・工事請負契約書（案）第1条第1項及び第14条第4項、第26条第1項、第2項に示すとおり、事業者は入札説明書等及び事業提案書に従い業務を実施することから、変更指示書よりも入札説明書及び事業提案書を上位とし、現状の記載のままとします。
56	昨年公告時の 質疑回答書					前回の質疑回答	昨年公告時に質疑回答された内容は今回公告においても有効としてよいでしょうか。 ・令和6年4月18日 入札説明書に関する質問（資格要件のみ）への回答 ・令和6年5月9日 入札説明書に関する質問（資格要件以外）への回答 ・令和6年6月13日 官民対話における質問への回答 ・令和6年7月2日 入札説明書等に関する質問（官民対話後）への回答	入札説明書等の内容を変更していますので、有効ではありません。
57	その他					レゴランドの拡張工事	事業用地北側で行われるレゴランドの拡張工事の工期をご教示ください。	民間事業のため、具体的な工期については回答できかねます。